

令和 2 年第 1 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例等の一部改正）	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	P 3
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	P 4
4	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度さくら市一般会計補正予算（第12号））	P 4
5	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第1号）	P 5
6	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 6
7	議案説明資料 参照法令等	P 8
8	さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 9
9	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 36
10	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 40

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 4 件、予算 1 件及びその他の議案 1 件であります。

議案第 1 号から議案第 4 号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第 4 号は、さくら市税条例等の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、所有者不明土地に係る対応として、固定資産税の納税義務者に使用者を所有者とみなす規定を追加するなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 5 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正につ

いてであります。

本案は、地方税法の一部改正により、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 6 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得を引き上げ、国民健康保険税の軽減措置を見直すため、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 3 号は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）であります。

今回の補正予算は、年度末に歳入歳出が確定したこと等により、既定予算額に 2,672 万 2 千円を追加し、予算の総額を 195 億 3,112 万 7 千円といたしました。

歳入の主なものは、10 款地方交付税で、特別交付税 9,944 万 5 千円、14 款国庫支出金で、子ども・子育て支援交付金国庫分

588万9千円を追加、18款繰入金で、財政調整基金繰入金5,072万9千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2款総務費で、桜の郷づくり事業費1,528万円、3款民生費で、児童館管理運営事業費362万4千円、6款農林水産業費で、森林経営管理制度事業費379万3千円、10款教育費で、博物館作品購入等事業費176万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第2表繰越明許費の補正は、畜産振興事務で、年度内の業務完了が見込めないことによるものであります。

第3表地方債の補正は、庁舎非常用電源整備事業費ほか4件の限度額を変更したものであります。

議案第5号は、令和2年度さくら市一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に5,786万6千円を追加し、予算の総額を183億5,786万6千円とするものであります。

歳入では、19款繰入金で、財政調整基金繰入金5,786万6千円を追加し、計上いたしました。

歳出の主なものは、3 款民生費で、児童扶養手当支給事業費 640 万円、4 款衛生費で、新型インフルエンザ等対策事業費 341 万 2 千円、7 款商工費で、市中小企業融資保証料補助事業費 2,000 万円、新型コロナウイルス感染防止対策交付金事業費 1,985 万 4 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表債務負担行為の補正は、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業を追加するものであります。

議案第 6 号は、さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。令和 2 年第 1 回さくら市議会定例会において、新たに堀江^{ほり え ひかる}光氏を選任することについて、議会の同意を得たところですが、同氏より健康上の理由から委員就任を辞退する旨の報告がありました。

つきましては、令和 2 年 5 月 23 日以降のさくら市固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じることから、新たに川崎^{かわさきやすなり}保成氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

◎ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抄）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 略

改 正 案	現 行
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p>
<p>(3) 略</p> <p>2~5 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>2~5 略</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該</u></p>

改 正 案	現 行
<p>_____</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3～17 略</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録がされている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により<u>不明である場合には _____、その</u></p>	<p><u>当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3～17 略</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録されている</u> 者をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録されている</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は<u>登録されている</u> 法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって<u>不明である場合においては、その</u></p>

改 正 案	現 行
<p>使用者を所有者とみなして、<u> </u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、<u>市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p>	<p>使用者を所有者とみなして、<u>これを</u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する<u> </u>。</p>
<p><u>5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p>	
<p><u>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には<u> </u>、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法に</u></p>	<p><u>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合において、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法に</u></p>

改 正 案	現 行
<p>よる土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者と<u>みなすことができる。</u></p> <p>7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者と<u>みなすことができる。</u></p> <p>8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の</p>	<p>よる土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者と<u>みなす</u>_____。</p> <p>6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者と<u>みなす</u>_____。</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の</p>

改 正 案	現 行
<p>用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 略</p> <p>2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、<u>同条第1</u></p>	<p>用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2～5 略</p> <p>6 <u>第54条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p>	<p>2～5 略</p> <p>6 <u>第54条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>法附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>4・5 略</p>	<p>4・5 略</p>
<p>6 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>
<p>7 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>8 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>
<p>9 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条</p>	<p>9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条</p>

改 正 案	現 行
例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
10 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
11 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
12 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
13 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
14 略	14 略
15 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
16 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
17 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。
18 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。
19 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
20 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
21 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。
22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
23 略	23 略
24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で	24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で

改 正 案	現 行
<p>定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>25 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</p> <p>27 略</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月1日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和元年度分及び令和2年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p> <p>(<u>令和元年度又は令和2年度</u>における土地の価格</p>	<p>定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</p> <p>27 略</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月1日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>平成31年度分及び平成32年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p> <p>(<u>平成31年度又は平成32年度</u>における土地の価格</p>

改 正 案	現 行
<p>の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を</p>	<p>の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を</p>

改 正 案	現 行
<p>超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの</p>	<p>超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの</p>

改 正 案	現 行
<p>規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等据置固定資産税額」という。) とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度 までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」という。) とする。</p> <p>(農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度 までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 13 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等据置固定資産税額」という。) とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度 までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」という。) とする。</p> <p>(農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度 までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 13 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>

改 正 案	現 行
<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する</p>

改 正 案	現 行
<p>優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、2月28日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、2月28日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第2条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(後略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 第2条 _____ 及び 附則第5条の規定 令和3年4月1日</p>	<p>第2条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は单身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>(後略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第2条中さくら市条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(4) 第2条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> 及び 附則第5条の規定 令和3年4月1日</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、さくら市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 略</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、さくら市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 略</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例の一部を改正する条例(平成27年さくら市条例第22号)(附則第4条関係) (2/2)

改 正 案			現 行		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>		平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略	略	略	略	略	略

改 正 案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中さくら市税条例の一部を改正する条例(平成27年さくら市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後のさくら市税条例(附則第4条において「<u>元年新条例</u>」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中さくら市税条例の一部を改正する条例(平成27年さくら市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後のさくら市税条例(附則第4条において「<u>31年新条例</u>」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>附則第 5 条の規定は、令和元年 10 月 1 日</u> から施行する。</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 新条例附則第 5 条第 1 項の規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、</u>なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>附則第 5 条の規定は、平成 31 年 10 月 1 日</u> から施行する。</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 新条例附則第 5 条第 1 項の規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、</u>なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中さくら市税条例第94条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中さくら市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中さくら市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定(「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。)並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(10) 略 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中さくら市税条例第94条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中さくら市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中さくら市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定(「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。)並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(10) 略 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p>	<p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p>
<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第9条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による</p>	<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第9条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による</p>

改 正 案	現 行
<p>改正後のさくら市税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>改正後のさくら市税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>5 <u>2年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>5 <u>32年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>
(手持品課税に係る市たばこ税)	(手持品課税に係る市たばこ税)
<p>第11条 <u>令和3年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売</p>	<p>第11条 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売</p>

改 正 案	現 行
<p>販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後のさくら市税条例（以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後のさくら市税条例（以下この項及び次項において「<u>33年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>5 <u>3年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。</p>	<p>5 <u>33年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。</p>

改 正 案			現 行		
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、さくら市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、<u>令和元年6月1日</u>から施行する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、さくら市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、<u>平成31年6月1日</u>から施行する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第34条の7 第1項	特例控除対象 寄付金	特例控除対象寄付金又は同条第1項第1号に掲げる寄付金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)	第34条の7 第1項	特例控除対象 寄付金	特例控除対象寄付金又は同条第1項第1号に掲げる寄付金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)
附則第9条 の2	特例控除対象 寄付金	特例控除対象寄付金は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)	附則第9条 の2	特例控除対象 寄付金	特例控除対象寄付金は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)
	略	略		略	略

改 正 案	現 行
<p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度</u>分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度</u>分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

改 正 案	現 行
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 (法第349条の3第9項から第11項まで、<u>第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>) をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>9 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額、以下同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 (法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>) をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>9 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額、以下同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第19項</p>

改 正 案	現 行
<p>を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>11 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>11 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>12 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>12 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該</p>	<p>13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該</p>

改 正 案	現 行
<p>年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)) 又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。</p>	<p>年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第19項を除く。)) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。</p>
<p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)) 又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等調整都市計画税額」という。) とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第19項を除く。)) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等調整都市計画税額」という。) とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>15 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)) 又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「農地</p>	<p>15 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第19項を除く。)) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「農地</p>

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市計画税条例 (平成17年さくら市条例第64号)

(4/4)

改 正 案	現 行
<p>調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div>	<p>調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div>
<p>16 略</p>	<p>16 略</p>
<p>17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、<u>第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は <u>附則第 15 条から第 15 条の 3 まで</u>」とする。</p>	<p>17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、<u>第 18 項、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで</u>若しくは第 48 項から第 50 項まで、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は<u>法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで</u>」とする。</p>
<p>18 地方税法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 3 号) 附則第 22 条の規定に基づき、平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。</p>	<p>18 地方税法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 3 号) 附則第 22 条の規定に基づき、平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円) の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>28万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>52万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円) の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>28万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>51万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>